



多摩支部だより

～外様支部長奮闘記

【二井多摩支部支部長】

井堀 哲 (55期) Ibori Akira

① ご挨拶

皆様、お元気でお過ごしでしょうか。多摩支部の副支部長（2020年～2021年度）の任期を終えて中1年空けての異例の出世人事？で、今年度の多摩支部長に就任致しました井堀です（55期）。もともと本会での会務歴が長く（常議員11回、人権擁護委員、憲法問題検討委員等を歴任）、自称「本会出身の外様支部長」ではありますが、鋭意業務に邁進しているところです。

副支部長時代も、このコーナーを2度担当させていただき（直近4年で3回も執筆する者はこの先現れないと思われる）、その際には支部会館のある立川駅近辺のオススメランチを紹介しました。今回、続編でも書こうかと思いましたが、どうやら前副支部長が「続編もどき」を執筆されていた痕跡があるので、趣向を変え、多摩支部長のお仕事について「奮闘記」と銘打ってレポートしたいと思います。

② 本会役員との顔合わせをする



さて、就任後に支部と本会の役員間の顔合わせをコーディネートすることも、支部長の仕事です。幸か不幸か、今年度の小川恵司会長は、私にとって大学時代の直属の先輩

2015年春にリニューアルされた高尾山口駅舎。設計デザインは隈研吾氏によるとのこと。

にあたる人なので、これが吉と出るか凶と出るか戦々恐々としていたところ、まずは本会役員の皆様に、支部のホームグラウンドである高尾の山奥までご足労いただいた上での会食を実施致しました。そこで多摩支部の実情と課題をお伝えし、併せて前記の個人的な師弟関係が支部長業務に悪影響を及ぼすことがないことも確認でき、ホッと安堵致しました。

余談ですが、お店の名物でもある夏の夜に舞う蛍の光に「東京にこんな自然があるのか。」と皆さん驚いておられました。多摩地区には、高尾以外にも、奥多摩、檜原、秋川など豊かな自然が残されており、そこで夕涼みをするのも悪くありません。是非、皆様も機会があればお越しください。

③ 他士業の懇親会に出席する

付き合いのある他士業等の定期総会後の懇親会に来賓として出席するのも支部長の仕事となっています。本会の比ではないでしょうが、それでも各地区の税理士会、司法書士会、行政書士会、自治体などの催す同種懇親会が、コロナ収束後に目白押しとなっています。

挨拶を頼まれるわけでもなく、個別に紹介されるわけでもなく、知り合いもいませので、数名の方と名刺交換をして、会場となったホテルの立食パーティの料理をチェックしながら、ここのローストビーフは美味しい、ここのオードブルは今ひとつだ、等と「独り食レポ」をして帰るわけですが、地元の芸者衆の三味線と踊りが披露されるという風情のある企画に遭遇することもありました。



多摩支部役員全メンバーでの懇親会。前列右から二弁(私)、東弁、一弁各支部長。

ところで、この手の集会に参加して驚かされたのは、役員紹介で登壇するのが真っ黒いスーツを着た男性ばかりだったことです。弁護士業界におけるジェンダーバランスが十分だとは到底言えないわけですが、支部に関して言えば10名中3名、二弁に限定すれば3名中2名が女性役員となっています。他士業とも連携して性別を問わず会務に参加できる環境を整える必要性を感じた次第です。

④ 三庁対抗のソフトボール大会がある(予定)

多摩支部では、毎年、裁判所、検察庁との三つ巴のソフトボール大会があります。新型コロナ蔓延下で延期されていたものが、今年は再開する運びとなりました。

当初参加希望者が少なかったせいか、「今年は支部長も打席に立ってもらわなければならないかもありません。」と事務局に脅されたため、押し入れからグローブ(PTAソフトボール大会に駆り出されたときに購入したもの)を取り出し、気乗りしない中学生の息子に頼み込んでキャッチボールの相手までさせて備えたのですが、開催予定日(6月3日)に台風が直撃したために流会となりました。

ところが、ホッとしたのもつかの間、当番会である裁判所はなぜか気合いが入っており、10月14日に延期開催するとの通知が来ました。もちろん、この日だけ(?)は、あらゆる付度もリスペクトも捨てて、打倒裁判所、検察庁で大会に臨む所存です。



大会に備えた多摩支部のソフトボールグッズ。実は気合いが入っています。

⑤ 多摩協で本会とガチンコ対決する

副支部長時代もそうでしたが、支部長としてフ

ラストレーションがたまるのが、多摩支部連絡協議会(通称「多摩協」)です。主な構成メンバーは、各本会の担当役員(前年度含む)各2名+支部役員10名で、ここで本会にご意見伺いを要する事項を協議して支部の運営方針を確認します。大きな声では言えませんが(?)、支部側の意見が通らずガチンコ対決になることもあります。

例えば、今年度、立川法律相談センターを多摩支部会館内に移転することになったのですが、支部WGで決定した移転後のレイアウト案や費用総額について、本会側の了解が取れずに結果的に着工が当初予定より遅れる事態になりました。このほかにも、支部で少年事件に関する声明を上げる、支部独自の情報をSNSで発信する、といった事柄についても、逐一本会側の承認が必要、との意見が出されたりします。

しかも多摩協には決定権限がないので、「次の理事者会が何月何日なので、それまで待ってほしい。」「それは常議員会の議決事項なので、次の常議員会まで…」という具合に改めて東弁、一弁、二弁の各本会の機関決定を待たねばならないこともままあります。

本会側の指摘は至極もつともな点もあり、私も「本会出身」者なので立場が理解できないわけではありませんが、支部は「本会化」も視野に入れている自律した組織なわけですから、もう少しその裁量と自治が広く認められてもよいような気がしています。こんな記事を書くと、本会の担当役員の方々に怒られてしまいそうですが、これが支部会員の偽らざる思いであろうかと存じます。

⑥ 最後に

今年、多摩支部は設立25周年を迎えました。これを機に「多摩地域の人権擁護とリーガルサービスを担うのは自分たちである」という設立当初の「多摩支部魂」を全ての支部会員間で共有することが、支部の発展ひいては「本会化」への一本道だと信じております。司法改革後の時代の流れの中で失われつつある「弁護士魂」を復権させるのは至難の業であるかもしれませんが、600名程度の多摩支部のようなコンパクトなメンバーシップであれば不可能ではないと思っています。引き続きご支援のほどよろしくお願い致します。 